

職員の賠償責任に関する規則

平成27年3月30日規則第72号

最近改正：令和6年5月17日規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の8の規定に基づく職員の賠償責任について必要な事項を定めることを目的とする。

(予算執行職員等の補助者の指定)

第2条 法第243条の2の8第1項後段に規定する規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める職にある者とする。

(1) 支出負担行為

ア 事務局長が専決できるもの又は法令、条例若しくは規則により権限を有するものにあつては、主管部長（部長に準ずる者を含む。以下同じ。）。ただし、補助すべき部長のないときは、主管課長（課長に準ずる者を含む。以下同じ。）

イ 部長が専決できるものにあつては、主管課長

ウ 課長が専決できるものにあつては、主管係長（係長に準ずる者を含む。以下同じ。）。ただし、課長代理（課長代理に準ずる者を含む。以下同じ。）があるときは、当該課長代理

エ 管理者の決裁を要するものにあつては、事務局長

(2) 支出命令

予算担当係長

(3) 支出負担行為に関する確認

ア 出納員が行うものにあつては、当該確認につき補助する分任出納員

(4) 支払

ア 会計管理者の決裁を要するものにあつては、総務課長

イ 総務課長の専決できるものにあつては、会計事務を補助する職員に充

てられる職員のうち上席のもの

ウ 出納員に委任されている場合にあつては、出納員を直接補助する分任出納員

エ 課長が受けた資金前渡に係る支払については、主管係長。ただし、課長代理があるときは、当該課長代理

(5) 法第234条の2第1項の監督又は検査

大阪広域環境施設組合契約規則（平成26年規則第7号）第41条の規定により監督又は検査を担当する職員として事務局長から指定された課長を直接補助する係長。ただし、課長代理があるときは当該課長代理

(責任の所在)

第3条 前条各号に定める職にある者（以下「補助職員」という。）は、その上司から法令の規定に違反すると認められる支出負担行為その他の前条各号に掲げる行為（以下「支出負担行為等」という。）をすべき旨の命令を受けたときは、書面でその理由を明らかにし、当該上司を経て事務局長にその支出負担行為等をする事ができない旨の意見を表示しなければならない。

2 補助職員が前項の規定によって意見の表示をしたにもかかわらず、更に、上司が当該職員に対し同一の行為をすべき旨の命令をしたときは、その支出負担行為等に基づく賠償責任は、その命令をした上司が負うものとする。

(報告)

第4条 事務局長は、法第243条の2の8第1項後段に規定する職員が、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したと認めるとき又は同項後段に規定する職員が法令、条例、規則等の規定に違反して支出負担行為等を行ったこと若しくは怠ったことにより本組合に損害を与えたと認めるときは、遅滞なく、自己の意見を付した報告書2通を作成し、1通は管理者に、1通は監査委員に提出しなければならない。

(施行の細目)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月16日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の賠償責任に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年5月27日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年5月17日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。